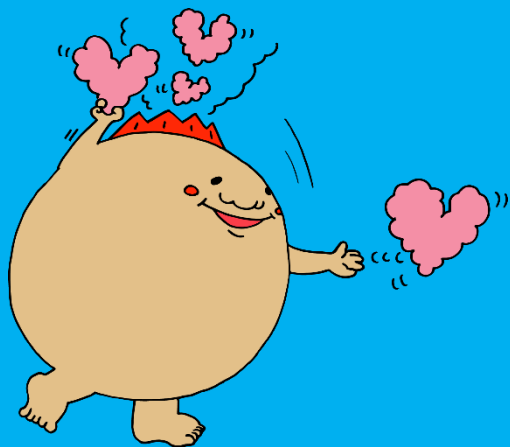


令和4年度 有料老人ホーム集団指導

マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン



鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係



目次

- 1.鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導
指針のポイントについて
- 2.事故報告書について
- 3.重要事項説明書について
- 4.鹿児島市に寄せられた相談について



1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

有料老人ホームとは老人福祉法第29条第1項に規定する施設であり、老人を入居させ、次のいずれかのサービスを提供します。

- 入浴、排せつ又は食事の介護※
- 食事の提供
- 洗濯、掃除等の家事の供与
- 健康管理の供与

※介護サービスを除く



鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて、
①基本的事項 ②設置者 ③職員 ④リスクマネジメント
をそれぞれ確認していきましょう。



1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

① 基本的事項

- 入居者の福祉の重視と安定的かつ継続的な事業運営の確保が有料老人ホーム経営の基本姿勢として求められている
- 入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められている
- 帳簿の作成及び保存や情報の開示等、老人福祉法の規定を遵守する
- サービス内容等の情報を開示することなどにより、施設運営について理解を得るよう努め、入居者等の信頼を確保する



1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

② 設置者

- 経営基盤が整っており、社会的信用の得られる経営主体であること
- 個人経営でなく、また、独断専行的な経営が行われる可能性のある体制でないこと
- 他業を営んでいる場合は、その財務内容が適正であること
- 役員等の中には、有料老人ホーム運営について知識、経験を有する者等を参画させること



1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

③ 職員

【職員の配置】

- ・ 入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、①管理者、②生活相談員、③栄養士、④調理員を配置する

【研修】

- ・ 採用時及び採用後において、①高齢者の心身の特性、②実施するサービスのあり方及び内容、③介護に関する知識及び技術、④作業手順について定期的に研修を実施すること



1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

【衛生管理等】

- 職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、定期的に健康診断を実施すること
- 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること
- 入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じること



1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

④ リスクマネジメント

介護現場におけるリスクマネジメントとは、介護事故のリスクを把握し、組織的に管理することで事故を未然に防ぐことを目的とした活動です。

【リスクマネジメントの例】

- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 非常災害対策計画の作成
- ・ 感染症対策の実施
- ・ 高齢者の虐待防止
- ・ 事故防止対策の実施
- ・ 重要事項説明書の活用

リスクマネジメントに関して特に下線部の内容について、取り上げて見ていきましょう。



鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針の中で、事故発生時の対応として「入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。」と規定しています。

本市への事故報告について

- ① 報告対象事故
- ② 事故報告の流れ
- ③ 事故報告書の様式
- ④ 事故報告の留意点
- ⑤ 事故発生の防止の対応
- ⑥ 本市に報告のあった事故（令和3年度）



① 報告対象事故

入居者に対するサービスの提供により発生した下記の事故については、原則として全て報告すること

- 死亡に至った事故
- 医師（施設内の勤務医、配置医を含む）の
診断を受けた事故
- 入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- 火災事故
- 自然災害による施設の滅失、損傷 など



② 事故報告の流れ

1. 有料老人ホームにおいて、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに電話又は本市ホームページからの電子申請により第1報を行う。
2. 電話で報告を行う際は、「事業所の名称」「利用者のお名前・性別・年齢・介護度」「事故発生の日時・場所」「怪我の状況・処置」を報告する。
3. 第1報後、その後の入院期間や手術の日、損害賠償の有無等の経過が判明次第、電子申請にて最終報告を行う。最終報告に相当の期間を要する場合は、続報として電話又は電子申請により報告を行う。



2. 事故報告書について

指針12(8)(9)

③ 事故報告書の様式

事故報告書 (事業者→鹿児島市)

提出日 (西暦) 年 月 日

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を自ら提出すること
※選択欄については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

報告 第1報 第 報 最終報告(第1報未送付) 最終報告(第1報送付済)

1 事故状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設での急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他()				
	死亡年月日(死亡時)	西暦	年	月	日	入院期間 ~ <input type="checkbox"/> 30日以上入院
2 事業所の概要	法人名	報告者氏名				
	事業所(施設)名					
	施設の種類	事業所(電話番号)				
3 対象者	所在地					
	氏名・年齢・性別	氏名	年齢	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	サービス提供開始日	西暦	年	月	日	
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他()				
4 事故の概要	身体状況	<input type="checkbox"/> 要介護度 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 認知症高齢者日常生活自立度 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> Ⅴ				
	発生日時	西暦	年	月	日	時
5 事故発生時の対応	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・更衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他()				
	事故の種類	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬・与薬おれ等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ除去等)				
	発生時状況、事故内容の詳細					
6 事故発生時の対応	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配属医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他()				
	受診先	医療機関名	連絡先(電話番号)			
	診断名					
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・挫傷・擦白 <input type="checkbox"/> 骨折(部位:) <input type="checkbox"/> その他()				
	検査、処置等の概要					

6 事故発生時の状況	利用者の状況	
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	報告した事故種の経緯	<input type="checkbox"/> 配膳者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他()
	報告年月日	西暦 年 月 日
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)	連絡した関係機関(連絡した場合はのみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他
	関係機関名称(連絡した場合はのみ)	
9 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)	本人、家族、関係先等への追加対応予定	
		(できるだけ具体的に記載すること)
その他 特記すべき事項		(できるだけ具体的に記載すること)

事故報告書の様式は鹿児島市ホームページに掲載しております。
 ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 有料老人ホーム関係 > 有料老人ホームを運営する事業者関係 > 有料老人ホームの事故報告書

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/shisetsu/ichiran/yuuryoujikohoukokusyo.html>



④ 事故報告の留意点

- 原則として、事故発生後、速やかに本市へ第1報を行い、その後に最終報告を行うこと
※ただし、入院や手術を伴わない比較的軽度な事故であって、事故発生後、速やかに電子申請による最終報告を行うことで、第1報を省略することは差し支えない
- 第1報として報告を行った場合は必ず最終報告まで行う。
- 事故報告書の内容は可能な限り詳細がわかるように記入する。
- 入院が必要となった場合には「入院期間」の欄を必ず記入し、30日以上の入院を要する場合は「30日以上入院」にチェックを入れる。



⑤ 事故発生防止の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じることとしております。

- 事故発生防止のための指針を整備すること
- 事故が発生した場合に、報告による分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること
- 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの）及び職員に対する研修を定期的に行うこと
- 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うための担当者を置くこと



⑥ 本市に報告のあった事故

令和3年度に有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で発生した本市に報告のあった事故は234件となっており、内訳は下記の表のとおりです。

●令和3年度に発生した事故の内訳

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	計
転倒	141件	30件	171件
転落	14件	3件	17件
誤嚥	4件	0件	4件
誤薬・与薬漏れ	6件	0件	6件
その他(不明)	32件	4件	36件
合計	197件	37件	234件



【事故の原因分析と再発防止策の例】

	原因分析	再発防止策
転倒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢筋力の低下 ・ トイレ等でバランスを崩す ・ 歩行器を使用せずに歩く ・ シルバーカーの進路変更 ・ 車椅子から歩行器への移行 ・ 無理な作業を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリの実施 ・ 手摺の設置 ・ トイレの見守り、付き添い ・ こまめなコールを依頼 ・ 見守りセンサーの設置 ・ 床に緩衝マットを設置
転落	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベッドから車椅子への移乗 ・ 車椅子のストッパーの操作ミス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベッド柵の高さ等の調整 ・ 車椅子の点検、操作指導
誤嚥	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早食い ・ 嚥下機能低下 ・ 口腔内の溜め込み ・ 家族等から提供された食物のカット不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事内容等の見直し ・ 誤嚥の対処手順の掲示 ・ 食事は細かくカット ・ 通常の食事以外の提供は多くの見守りが行えるときに限定する
誤薬・与薬漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処方時間の間違い ・ 処方薬の間違い ・ 薬の変更による処方忘れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二重チェックの徹底 ・ 薬剤情報を看護師2名で確認 ・ 薬の服用まで見守り確認を行う



理解度チェック（問題）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。

「×」の場合、正解を考えてください。

- ① 鹿児島市への事故報告は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に行うものであるから、事業所内での職員による窃盗や火災事故等について報告する必要はない。
- ② サービスの提供により事故が発生したので、電子申請により第1報として市へ報告を行い、事故報告を完了した。
- ③ サービスの提供により事故が発生したが、怪我の状況の詳細や入院・損害賠償等の有無が未確定であったため、市には第1報として現在、判明している情報について電話で報告した。その後、詳細が判明したため、電子申請にて最終報告を行った。



理解度チェック（問題）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。

「×」の場合、正解を考えてください。

- ① 鹿児島市への事故報告は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に行うものであるから、事業所内での職員による窃盗や火災事故等について報告する必要はない。
- ② サービスの提供により事故が発生したので、電子申請により第1報として市へ報告を行い、事故報告を完了した。
- ③ サービスの提供により事故が発生したが、怪我の状況の詳細や入院・損害賠償等の有無が未確定であったため、市には第1報として現在、判明している情報について電話で報告した。その後、詳細が判明したため、電子申請にて最終報告を行った。

間違っているのは、①と②です。
正解は以下のとおりです。

- ① 報告対象事故には、入居者に対する虐待、入居者の財産侵害、火災事故、自然災害による施設の滅失・損傷も含まれます。（P 10 参照）
- ② 第1報として報告した場合は、必ず最終報告まで行ってください。第1報が最終報告となる場合は様式の「最終報告（第1報未送付）」の欄に必ずチェックを入れてください。また、最終報告はできるだけ鹿児島市ホームページからの電子申請にてご提出をお願いします。（P 13 参照）
- ③ 【正解○】（P 11）



介護サービス情報公表システムでの公表について

令和3年度より有料老人ホームの入居希望者等が全国の有料老人ホームの情報検索を容易にできるよう、「介護サービス情報公表システム」の生活関連情報に有料老人ホーム情報（重要事項説明書）を掲載・検索できる機能が新たに追加されました。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護事業所・生活関連情報検索
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

全国版トップ

お知らせ
(令和4年12月14日掲載)
[介護サービス情報公表システム システムメンテナンスについて \(システム停止\)](#)

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている介護サービスについて

▶ 公表されている生活関連情報について

▶ サービス付き高齢者向け住宅について

▶ 介護保険の解説

▶ 関連情報

北海道
青森
秋田 岩手
山形 宮城
福島
石川
新潟
福井 富山
長野 群馬 栃木 茨城
山梨 埼玉 千葉
佐賀 福岡
山口 島根 鳥取 兵庫
長崎 大分
広島 岡山
京都 滋賀 岐阜
大阪 奈良 愛知
和歌山 三重
熊本 宮崎
鹿児島
愛媛 香川
高知 徳島

ご覧になりたい都道府県をクリックしてください。

延べ：19,206,225 本日：7,606 昨日：10,054



3. 重要事項説明書について

指針13(1)

- 介護サービス情報公表システムには「災害時情報共有機能」も追加されておりますので、登録を行っていない施設は、長寿あんしん課 長寿施設係までご連絡ください。

鹿児島県 介護事業所・生活関連情報検索
介護サービス情報公表システム 文字サイズの変更 中 大 最大

全国版トップ > 鹿児島県

- 公表情報の読み解き方
- 介護保険について
- このホームページの使い方
- アンケート
- 全国トップへ戻る
- 介護サービス概算料金の試算
- スマートフォンアプリが登場しました!
- 介護事業所ナビ
- URL変更にもないスマートフォンアプリの更新が必要です。

介護事業所を検索する

地域包括支援センターを検索する

住まい(サービス付き高齢者向け住宅)を検索する

生活支援等サービスを検索する

有料老人ホームを検索する

認知症に関する相談窓口を検索する

医療機関を検索する

薬局を検索する

延べ: 302,728 本日: 27 昨日: 42



4. 鹿児島市に寄せられた相談について

➤ 医行為の資格を持たない介護職員が喀痰吸引を行っているのではないか。

⇒ 喀痰吸引、経管栄養は、医行為に該当し、医師法等により、医師及び看護職員のみが実施可能です。ただし、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為を実施できます。

医行為ができる職員の確認と入居者・入居者家族へ説明をお願いします。

➤ 感染症対策で面会が制限されており、どのような生活を送っているのか心配。

⇒ 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入居者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるよう努めてください。

➤ 施設から請求された金額（退居の際の費用や修繕に伴う費用など）が不明である。

⇒ 各施設において、入居契約書等に基づき請求した内容については、入居者や家族等に対して丁寧に説明してください。



4. 鹿児島市に寄せられた相談について

- 施設の金銭・預金等の管理方法に問題があるのではないか
 - ⇒入居者の金銭、預金等の管理は、入居者自身が行うことが原則です。
ただし、入居者本人が特に設置者に依頼した場合、又は入居者本人が十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たときには、設置者において入居者の金銭等を管理することもやむを得ません。その際は、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めたいうえで適切な管理を行ってください。

その他事業所からの問い合わせについて

- 変更届（様式第34）に添付する書類がわからない。
 - ⇒変更届の添付書類は、原則、変更となった書類一式となります（登記内容に変更がある場合は登記簿を添付）。また、添付書類は変更前の内容がわかるように、変更届に詳細を記入していただくか、変更内容が多岐にわたる場合は、新旧対照表又は変更前の書類を添付してください。

